

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

有限会社 橋本設備工業所

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

女性が職場で働きやすい環境整備を行う

<実施時期・取組内容>

- 令和7年8月～ 従業員に対して現在の職場環境についてのヒアリング調査を行う。
- 令和7年9月～ ヒアリング結果をもとに職場環境について見直しを行う。
- 令和7年11月～ 見直しを行ったことについて実際に動き始める。
- 令和8年1月～ 一年に一度従業員へのヒアリング調査を継続。環境整備について改善できることは進めていく。

目標2

全職員の有給休暇取得率を60%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年8月～ 従業員全員が有給休暇を取得できるよう、会議にて全従業員に課している業務の削減案を検討する。
- 令和7年9月～ 削減する業務を決定し、実際に削減への取組を開始する。
- 令和7年9月～ 有給取得率を社内での公表により全社で共有する。
- 令和8年8月～ 有給休暇の取得率が低い従業員全員に、代表取締役が面談を実施する。

目標3

男女とも平均勤続年数を10年以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年10月～ 過去3年の平均残業時間を職種ごとに確認する。
- 令和7年11月～ 従業員全員を対象に育児・介護関係制度に関する調査を実施する。
- 令和8年1月～ 育児休業及び介護休業からの復職者に対し、代表取締役による面談を年2回開催する。
- 令和8年8月～ フレックスタイム制度や時差出勤制度の運用について見直しの開始、従業員にアンケートを実施する。
- 令和8年11月～ フレックスタイム制や時差出勤制度の問題点を反映させた運用を試行的に開始する。